

大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第11号

大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（勤怠管理システムによる処理）

第11条 この規則の規定により行うこととされる請求、承認その他の手続について、勤怠管理システム（職員の勤務等の管理に関する事務を行うための電子情報処理システムで人財課が所管するものをいう。以下「システム」という。）を利用することができるときは、原則としてシステムにより行うものとする。

2 この規則の規定により作成することとされている書類については、システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をもって代えることができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。